

検討テーマ各項目（農業）

【農業 ①】

規制改革事項	農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
規制の概要	<p>農業生産法人（農地の権利を取得できる法人）の設立には、①出資者、②実施事業、③業務執行役員の業務についての要件等を満たすことが必要。（農地法第2条第3項第1～3号）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/4以下。ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携者等）が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/2未満。</p> <p>② 主たる事業（売上の50%以上）を農業と関連事業に限定。</p> <p>③ 農業又は関連事業に常時従事（150日以上/年）役員が過半数、かつ更にその過半数は60日以上/年の農作業従事が必要。</p> </div>
賛成の意見	<p>現行法下では、農業者以外の出資上限を最大2分の1未満に限定するなどの入口規制により、意欲のある者・企業（ベンチャー含む）の農業参入が阻害されている。担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する参入障壁を低めるため、適切に農業を行なうことを前提に、農業生産法人の要件（資本、事業、役員）を緩和すべきである。</p>
慎重な意見	<p>利潤を追求する株式会社の参入により農地の転用が進むのではないか。</p>

## 農地規制

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

農業生産による収益水準を基にした農地価格<農地転用期待を織り込んだ農地価格

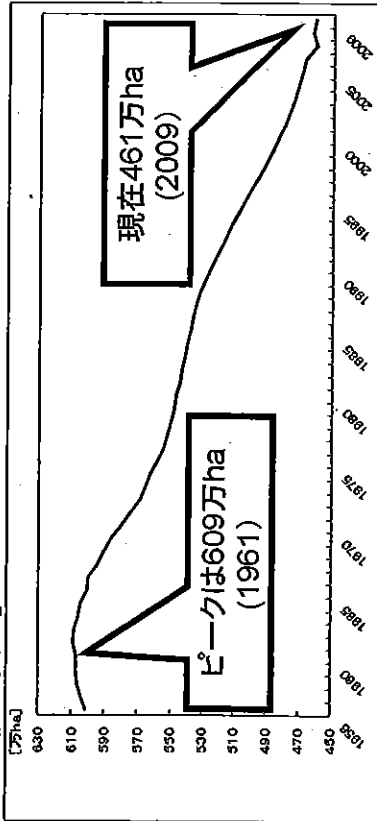
### 農地所有にかかるとの制限

- 農地の権利移動規制
  - 権利移動には**農業委員会等**の許可が必要
- 農地を所有できる法人を農業生産法人のみに限定
  - 農業生産法人への株式会社等の**民間企業の出資割合には制限あり**
- 農地の貸借における規制
  - 利用状況を毎年**農業委員会に報告**
  - 農地不適正利用時には、**農業委員会による勧告、契約解除**がなされる

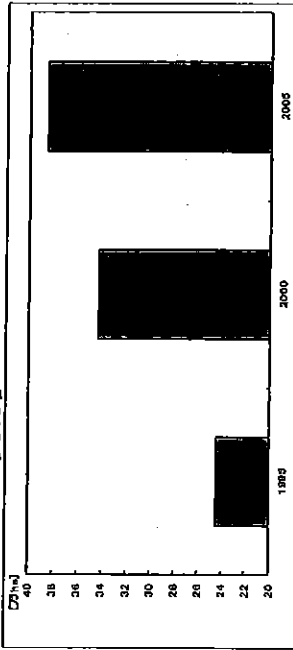
### 農地保全のための制限

- 農地の転用規制
  - 転用には、都道府県知事等の許可が必要
  - 知事は許可に際し、**予め都道府県農業会議(市町村農業委員会の上級組織)の意見を聴くこと**が必要
- 農用地区域内農地の確保
  - 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)において、**保全すべき優良農地の区域(農用地区域)**を設定し、農用地区域内での転用を禁止(転用には**農振除外手続きが必要**)

【農地面積の変化】



【耕作放棄地の変化】



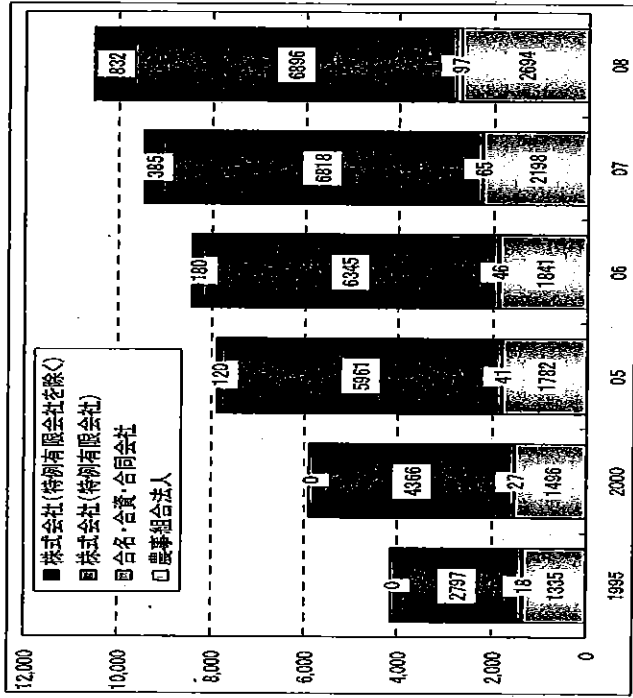
(出典)「耕地及び作付面積統計」及び「農林業センサス」より作成

# 農業生産法人

## ＜要件＞

- ①法人形態要件：農事組合法人(\*)・合名会社・合同会社・株式会社(定款で株式譲渡制限の定めが必要)。
- (\*)農事組合法人：農業生産の協業を図る法人で、原則として農民を組合員とする。共同利用施設の設定や農作業の共同化に関する事業等を行なう。
- ②構成員要件：関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/4以下。  
ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者(\*\*)が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/2未満。
- (\*\*)「その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に寄与する者として政令で定める者」(農地法第2条第3項第2号)農地法施行令第1条にて、その法人と共同して事業を実施する食品製造事業者、農商工連携事業を実施する中小企業者、バイオ燃料製造者等を規定。
- ③事業要件：主たる事業(売上の50%以上)を農業と関連事業に限定。
- ④役員要件：農業又は関連事業に常時従事(150日以上/年)役員が過半数、その過半数は60日以上/年の農作業従事が必要。

## 【農業生産法人数の推移】



(出典)平成20年度 食料・農業・農村白書

## 【農業への企業参入例】

### ＜イトーヨーカドー＞

循環型リサイクル取組の一環として農業生産法人(セブンファーム)を設立。

- (設立当初)
- イトーヨーカドー 10%、JA富里 10%、農家 80%
- ↓2009年の農地法改正を受け増資
- (2010年4月時点)
- イトーヨーカドー 25.8%、JA富里 25.8%、農家 48.4%

### ＜カゴメ＞

大規模8菜園(農業生産法人 6、非農業生産法人 2)

- (農業生産法人)
- カゴメが10~49%を出資
- (非農業生産法人)

特殊事情により農地並みの値段で借りられたため、非農地で一般株式会社(それぞれカゴメの子会社)として参入。

- ・響灘菜園<雑種地>:カゴメ67%、Jパワー 33%
- ・加太菜園<埋立地>:カゴメ70%、オリックス 30%

※大企業の参入のみでなく、実際は地元の中小企業が設立するケースも多い

【農業 ②】

規制改革事項	農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）
規制の概要	<p>農業委員会は原則として市町村に必置とされており（農業委員会等に関する法律第3条第1項）、選挙による委員及び選任による委員で構成される。</p> <p>○選挙委員：40人を超えない範囲で条例で定める（同法第7条）。ただし、選任委員より多い人数が必要（同法施行令第2条の2）。</p> <p>○選任委員：農協、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人（同法第12条1号）。</p> <p>・市町村議会が推薦した学識経験者4人以内（4人以下の定数とするには条例制定が必要）（同法第12条2号）。</p>
賛成の意見	<p>現行法の委員構成では、地元農業者及び農業関係者（農協、土地改良区代表等）が委員の大多数を占めることとなり、転用利益確保のための農地転用の許可や農地利用関係の調整において恣意的な運用が散見されるとの指摘がある。農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行なう組織となるよう、農業委員会の委員構成を見直すべきである。</p>
慎重な意見	

## 農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会

・選挙による委員と、市町村長から選任される委員で構成

○選挙委員

・40人を超えない範囲で条例で定める。ただし、選任委員より多い人数が必要

○選任委員

・農協、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人

・市町村議会が推薦した学識経験者4人以内(4人以下の定数とするには条例制定が必要)

## 農業委員会の業務(農業委員会法第6条)

①法令業務(第1項)・・・農業委員会だけに専属的な権限

農地の権利移動についての許認可、農地転用業務、農地に関する資金や税制、農業者年金等に関わる業務

②任意業務(第2項)

認定農業者の育成、農地流動化・農業経営の法人化等の促進、調査研究・情報提供などの業務

③意見の公表、建議および諮問に対する答申の業務(第3項)

地域内の農業および農業者に関するすべての事項について意見を公表、行政庁に建議、行政庁の諮問に応じ  
て答申する業務

## 【農業委員会及び農業委員数】

	2005	2008
農業委員会数	2,351	1,794
農業委員数	46,663	37,507
うち、女性	1,997	1,744
うち、認定農業者	9,002	10,126

※2005年→2008年にかけては、市町村合併等の影響により農業委員会数、  
農業委員数ともに大幅に減少。

※1委員会あたりの農業委員数はそれぞれ19.8人(2005)、20.9人(2008)

(出典)「第20回(08年)農業委員統一選挙後の農業委員会の体制等調査」  
(全国農業会議所)